

令和7年1月22日

資料 1

議題 1

名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例の改正に関する検討状況について

健康福祉局

名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例の改正 に関する検討状況について

1 趣旨

本市では、令和2年に条例を施行し、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりを進めてきた。一方、国では、令和6年1月に認知症基本法が施行され、共生社会の実現や合理的配慮の提供等、条例には規定されていない事項も盛り込まれている。

今後も認知症やMC I の人の増加が見込まれる中で、本市においても、認知症基本法の内容等を踏まえ、共生社会の実現に向けた認知症施策の更なる充実を図るため、条例について所要の改正を行う。

2 検討状況及び今後の予定

時 期	内 容
令和6年1月	認知症基本法施行
令和6年7月～10月	条例改正の検討 ・ 懇談会の開催 ・ 本人や家族への意見聴取
令和6年12月23日 ～令和7年1月10日	市民意見の募集（パブリックコメント）
令和7年2月	条例改正案の上程
令和7年4月	改正条例の施行 条例に基づく取り組みの推進

3 主な改正検討事項

区 分	内 容
目 的	・ 共生社会の構築を進めることを追加
定 義	・ 合理的配慮の定義を追加 「認知症の人（本人が意思の表明を行うことが困難である場合は、その家族）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更・調整を行うこと。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。」
基 本 理 念	・ 認知症の人が日常生活・社会生活を営む上で障壁となるものを除去するとともに、認知症の人の意思表明・活動参画の機会を確保することを追加

区 分	内 容
市 の 責 務	・ 認知症の人や家族の意見を聴いて認知症施策推進計画を策定することを追加 ・ 市は、合理的配慮を提供することを追加
事 業 者 の 役 割	・ 全ての事業者は、合理的配慮を提供することを追加
認 知 症 の 日 及 認 知 症 月 間	・ 市は、認知症の日、認知症月間において、市民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、必要な取り組みを推進することを追加
市 民 の 理 解 の 促 進	・ 市は、市職員や事業者が合理的配慮の提供を的確に行うために必要な措置を講じることを追加 ・ 市は、認知症の人にとって利用しやすい製品やサービスの開発・普及を促進する等、認知症の人の生活におけるバリアフリー化を推進することを追加
認 知 症 の 予 防 ・ 早 期 発 見 等	・ 市は、認知症に限らずMC Iについても、予防の取り組みや早期発見・早期対応を推進することを追加
権 利 擁 護 の 充 実	・ 条文の見出しを「認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護」に変更